

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	矢巾町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.yahaba.iwate.jp/docs/2016020800481/

執行機関名 矢巾町長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年矢巾町条例第33号)別表第1第3の項 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第1条	社会福祉法人等による介護保険利用者負担軽減事業実施要綱(平成12年矢巾町告示第96号)第1
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練ならびに看護及び療養上の管理その他の医療をようする者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第27条の規定による要介護認定若しくは法第32条の規定による要支援認定を受け、又は法第115条の45第1項第1号の規定による居宅要支援被保険者等のうち、同号イに規定する第1号訪問事業若しくは同号ロに規定する第1号通所事業を利用した被保険者のうち、生計困難と町長が認定した者及び生活保護受給者に対し、介護保険サービスを提供した社会福祉法人若しくは公営施設(以下「社会福祉法人等」という。)が当該軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減した場合、その費用の一部を助成し、もって低所得利用者の生活の安定と介護保険制度の円滑な実施に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		社会福祉法人等による介護保険利用者負担軽減事業実施要綱(平成12年矢巾町告示第96号)